

坂本県議

07.6.25 新 県議会の旅費供託

高

「過大支給見直しを」

県議会議員の坂本茂雄
氏（県民クラブ）は二十

た五月分の費用弁償（旅
費）三万五千円を高知地
方法務局に供託した。高

「危機的な県財政の中、
実態に合わない過大な支
給制度は見直すべきだ。
実費支給になるまで供託
を続ける」としている。

（1面参照）

（1面参考）
県議会では居住地から
の距離に応じ

た交通費などとして日額
五千—一万八千円を定額
支給。徒歩で出席する議
員にも払われ、実費を超
えた支給に議会内でも疑
問の声があり、県議会も

選後に支給された五月分
の県への返還を検討した
が、公職選挙法で禁止さ

た坂本氏は自転車や路面
電車を使っているが、日
額五千円が支給される。

四月の県議選で費用弁償
の見直しなどを掲げ、改
選後に支給された五月分
の県への返還を検討した
が、公職選挙法で禁止さ

れた寄付行為となるた
め、六月十八日に供託の
手続きを取った。

県議会で坂本氏が所属
する県民クラブは、費用
弁償を実費支給に見直す
よう主張している。

（岡林知永）